第15回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

■連結計算書類

連結包括利益計算書（ご参考）

連結株主資本等変動計算書

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ（https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

グリー株式会社

■事業報告
会社の新株予約権等に関する事項

取締役が有している新株予約権等の内容及び新株予約権等を有する者の人数
（2019年６月30日現在）

	第　６　回 新株予約権	第　７　回 新株予約権	第　８　回 新株予約権	第　９　回 新株予約権	第１０回 新株予約権
新株予約権の数	506個	1,528個	1,177個	2,536個	2,864個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,600株 （注）１	普通株式 152,800株 （注）１	普通株式 117,700株 （注）１	普通株式 253,600株 （注）１	普通株式 286,400株 （注）１
新株予約権の払込金額	新株予約権 １個につき 127,400円	新株予約権 １個につき 57,200円	新株予約権 １個につき 53,300円	新株予約権 １個につき 76,600円	新株予約権 １個につき 48,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円
行使期間 （注）２	2015年10月16日 ～ 2022年10月15日	2015年10月15日 ～ 2025年10月14日	2016年10月14日 ～ 2026年10月13日	2017年10月13日 ～ 2027年10月12日	2018年10月12日 ～ 2028年10月11日
行使条件	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４
新株予約権を有する者の人数	取締役２名 （注）５	取締役４名 （注）５	取締役５名 （注）５	取締役５名 （注）５	取締役６名 （注）５

（注）１．新株予約権１個につき100株
２．新株予約権割当契約において、段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。
３．当該新株予約権または新株予約権を有する者について当社による当該新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた当該新株予約権の行使は認められないものとしております（但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合を除く）。
４．当該新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしております。
５．社外取締役は含まれておりません。

会計監査人に関する事項

１．　名称

EY新日本有限責任監査法人

２．　報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．　非監査業務の内容

該当事項はありません。

４．　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、解任または不再任が妥当だと判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会及び監査役会並びにその使用人が、法令に定められた取締役及び使用人の職務執行に係る監督・監査を行う。

② 取締役及びその他の使用人の行動基準を明示した「倫理規程」を定めると共に、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。

③ リスクマネジメント態勢の整備、維持及び強化の一環として、代表取締役社長直属のグループリスクマネジメント委員会を設置する。また、リスクマネジメント及びコンプライアンスに関して、定期的に社内研修を実施する。

④ 内部通報窓口を内部監査室、監査役室、法務総務部、人事本部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役及び監査役が随時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスクマネジメント態勢の整備、維持及び強化を推進する。

② 取締役会、経営会議、及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

③ 新規取引の開始に当たっては、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」、「与信管理規程」等に基づく承認過程において、慎重に調査・審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

④　内部監査室による内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図る。

⑤　新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進すると共に、重要案件については、効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。

②　取締役会に加え、経営会議を開き、「経営会議規程」に定める範囲内で重要な業務執行案件の審議・報告を行う。

③　業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織、業務分掌、権限等に関する基準を社内規程に策定し遵守する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ規程」等に基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図る。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ規程」等の社内規程において、子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査、諮問、承認等及び子会社における起案、決裁、報告事項等を明示する。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する体制

①　「グループ規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する態勢を自ら整備する責任を負うことを定める。

②　子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について、当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「グループ規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理、組織、権限及び規程等に関する事項について定める。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社法務総務部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する定期的な研修を実施する。

② 内部通報窓口を当社内部監査室、監査役室、法務総務部、人事本部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(10) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室等の使用人は、監査役を補助する。

(11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役室等の使用人は、監査役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

② 当該使用人の任命、人事異動、懲戒及び人事評価については、予め常勤監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(12) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査役は、取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会、経営会議等において、その内容を確認することができる。

② 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。

③ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告する。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が会社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査役に報告する。

(14) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

(15) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役、使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

(17) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うと共に、その適合性を確保する。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

① 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。

② その整備として、法務総務部を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を12回開催したほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を２回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスクマネジメント態勢の整備について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、当社グループのビジネスにおいて想定されるリスクごとにグループリスク主管部門を設置し、社会環境や事業環境を勘案のうえ、各リスクに適切に対応すること等により、リスクマネジメント態勢の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、役員及び従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を内部監査室、監査役室、法務総務部、人事本部及び外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査のうえ、取締役会に報告致しました。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を12回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を実施致しました。

■連結計算書類
連結包括利益計算書（ご参考）

（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
当期純利益	4,708	3,484
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△29	△14
為替換算調整勘定	515	9
持分法適用会社に対する持分相当額	－	△167
その他の包括利益合計	486	△172
包括利益	5,194	3,311
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	5,194	3,312
非支配株主に係る包括利益	－	△1

連結株主資本等変動計算書

（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年７月１日残高	2,351	2,348	113,552	△5,776	112,476
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	11	11			22
剰余金の配当			△3,299		△3,299
親会社株主に帰属する当期純利益			3,485		3,485
自己株式の取得				△3,012	△3,012
自己株式の処分		△7		492	484
自己株式処分差損の振替		7	△7		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	11	11	178	△2,520	△2,319
2019年６月30日残高	2,362	2,360	113,730	△8,296	110,156

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2018年７月１日残高	233	△60	172	387	－	113,036
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						22
剰余金の配当						△3,299
親会社株主に帰属する当期純利益						3,485
自己株式の取得						△3,012
自己株式の処分						484
自己株式処分差損の振替						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△181	9	△172	69	55	△47
連結会計年度中の変動額合計	△181	9	△172	69	55	△2,367
2019年６月30日残高	51	△51	0	456	55	110,669

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,824	5,531
減価償却費	615	643
減損損失	3,150	402
のれん償却額	768	274
受取利息及び受取配当金	△336	△4
投資事業組合運用損益（△は益）	△715	△266
支払利息	0	0
為替差損益（△は益）	204	78
投資有価証券売却損益（△は益）	－	△167
関係会社株式売却損益（△は益）	△207	△1,012
投資有価証券評価損益（△は益）	93	840
売上債権の増減額（△は増加）	△76	104
未収入金の増減額（△は増加）	354	300
未払金の増減額（△は減少）	949	10
前受金の増減額（△は減少）	1,211	△132
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△11	△2
事業再編損失引当金の増減額（△は減少）	△1,706	－
その他	34	318
小計	11,154	6,920
利息及び配当金の受取額	336	4
利息の支払額	△0	△1
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△2,362	335
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,127	7,258

（単位：百万円）

	前期	当期
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△441	△1,141
無形固定資産の取得による支出	△92	△79
投資有価証券の取得による支出	△2,655	△3,211
投資有価証券の売却による収入	545	55
関係会社株式の売却による収入	－	1,012
投資事業組合からの分配による収入	1,095	613
敷金の差入による支出	△608	△210
敷金の回収による収入	466	55
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△217	△642
その他	52	△28
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,856	△3,576
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	－	△3,012
配当金の支払額	△2,584	△3,299
その他	163	△148
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,420	△6,459
現金及び現金同等物に係る換算差額	△36	53
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	4,814	△2,724
現金及び現金同等物の期首残高	82,382	87,196
現金及び現金同等物の期末残高	87,196	84,472

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　16社

主要な連結子会社名

株式会社ポケラボ

Glossom株式会社

ファンプレックス株式会社

株式会社３ミニッツ

株式会社Wright Flyer Live Entertainment

当連結会計年度において、株式会社ORATTAの株式を取得したため、株式会社RK Music、株式会社REALITY Factory、グリーライフスタイル株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社ADFULLY及びクオント株式会社はGlossom株式会社に吸収合併されたため、GREE OCEANIA PTY LIMITED及びGREE MELBOURNE PTY LIMITEDは清算結了したため、連結の範囲から除いております。

②　主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリーベンチャーズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連会社数　２社

主要な会社等の名称

AT-Ⅰ 投資事業有限責任組合

AT-II 投資事業有限責任組合

当連結会計年度より、重要性が増したAT-I 投資事業有限責任組合及びAT-II 投資事業有限責任組合を持分法の適用の範囲に含めております。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリーベンチャーズ株式会社

関連会社

ジープラ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

ロ．無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,920百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」5,331百万円に含めて表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,591百万円

４．連結損益計算書に関する注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額（百万円）
東京都目黒区	事業用資産	のれん	227
		無形固定資産（その他）	175
合計			402

資産のグルーピングは、会社または事業を単位としてグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮し減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

資産または資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は回収可能価額をゼロとみなしております。

連結子会社である株式会社ORATTAに対する買収に伴い発生したのれん等に関して、買収時に想定していた収益が見込めなくなったことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。のれん等の回収可能価額については、将来の事業計画等に基づいて算定しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式　242,231,200株

(2)剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年９月26日定時株主総会	普通株式	3,299	14	2018年６月30日	2018年９月27日

（注）2018年９月26日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式への配当金26百万円を含めておりません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年９月25日開催予定の第15回定時株主総会において普通株式の配当に関する事項を次の通り付議致します。

・配当金の総額　2,302百万円
・１株当たり配当額　10円
・基準日　2019年６月30日
・効力発生日　2019年９月26日

（注）2019年９月25日開催予定の定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式への配当金74百万円を含めておりません。

(3)当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	50,600株	152,800株	117,700株	253,600株	286,400株
新株予約権の残高	506個	1,528個	1,177個	2,536個	2,864個

６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は主に自己資金で賄っております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資事業組合出資であります。これらは、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資事業組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）２.参照）。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)現金及び預金	84,472	84,472	－
(2)受取手形及び売掛金	7,160	7,160	－
(3)未収入金	1,176	1,176	－
(4)投資有価証券			
その他有価証券	38	38	－
資産計	92,848	92,848	－
(1)未払法人税等	272	272	－
(2)未払金	6,915	6,915	－
負債計	7,187	7,187	－

（注）１.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)未払法人税等、(2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）２.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式等	6,990
投資事業有限責任組合等への出資	10,623

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上記の表「(4)投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	478円50銭
１株当たり当期純利益金額	14円81銭

■計算書類
株主資本等変動計算書

（自　2018年７月１日　至　2019年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年７月１日残高	2,351	2,348	－	2,348	114,645	114,645	△5,776	113,569
事業年度中の変動額								
新株の発行	11	11		11				22
剰余金の配当					△3,299	△3,299		△3,299
当期純利益					410	410		410
自己株式の取得							△3,012	△3,012
自己株式の処分			△7	△7			492	484
自己株式処分差損の振替			7	7	△7	△7		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	11	11	－	11	△2,896	△2,896	△2,520	△5,394
2019年６月30日残高	2,362	2,360	－	2,360	111,748	111,748	△8,296	108,174

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年７月１日残高	233	233	387	114,190
事業年度中の変動額				
新株の発行				22
剰余金の配当				△3,299
当期純利益				410
自己株式の取得				△3,012
自己株式の処分				484
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△181	△181	69	△112
事業年度中の変動額合計	△181	△181	69	△5,507
2019年６月30日残高	51	51	456	108,683

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

イ．時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,592百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」4,268百万円に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,456百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	2,489百万円
短期金銭債務	1,420百万円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	639百万円
営業費用	1,881百万円
営業取引以外の取引による取引高	813百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式　12,016,161株

自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式7,433,483株を含めております。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,586百万円
前受金	499百万円
未払事業税	33百万円
税務上の繰延資産	56百万円
減価償却超過額	596百万円
株式報酬費用	140百万円
投資有価証券評価損	261百万円
関係会社株式評価損	2,076百万円
繰越欠損金	3,021百万円
その他	538百万円
繰延税金資産小計	8,809百万円
評価性引当額	△6,110百万円
繰延税金資産合計	2,699百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22百万円
その他	△123百万円
繰延税金負債合計	△145百万円
繰延税金資産の純額	2,553百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	リミア株式会社	所有直接100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	90	関係会社長期貸付金(注2)	2,198
				資金の回収	276		
				利息の受取(注1)	2	－	－
子会社	株式会社３ミニッツ	所有直接100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	710	関係会社長期貸付金(注3)	2,160
				資金の回収	220		
				利息の受取(注1)	2	－	－
子会社	株式会社Wright Flyer Live Entertainment	所有直接100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	2,581	関係会社長期貸付金(注4)	2,581
				利息の受取(注1)	1	－	－
子会社	株式会社Wright Flyer Studios	所有直接100.0	役員の兼任	売上金の回収代行(注5)	－	売掛金	1,312

(注) １．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．リミア株式会社への貸付に対し、合計2,050百万円の貸倒引当金を計上しております。

３．株式会社３ミニッツへの貸付に対し、合計997百万円の貸倒引当金を計上しております。

４．株式会社Wright Flyer Live Entertainmentへの貸付に対し、合計1,021百万円の貸倒引当金を計上しております。

５．当社の子会社である株式会社Wright Flyer Studiosが当社の売上代金の回収代行を実施したものであり、当社と子会社の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	470円11銭
１株当たり当期純利益金額	1円74銭